

厚生労働大臣が定める掲示事項

2026年6月1日現在

当院は、厚生労働大臣が定める基準により近畿厚生局長に届け出た保険医療機関です。

1. 診療時間について

- 診療時間は、平日の8:30～17:00です。土日休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、休診しています。
（※上記時間外の緊急やむを得ない診療については、診療報酬点数上の時間外の対象となります。）

2. 入院基本料について

- 当院は、特定機能病院入院基本料の施設基準に適合しています。
一般病棟：入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
精神病棟：入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
（※時間帯別の看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください）
- 当院は、入院患者さんの負担による付添看護は認めていません。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について

- 当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化の基準を満たしています。

4. DPC対象病院について

- 当院は、病気の種類や診療内容によって分類された診断群分類に基づき、それぞれの分類ごとに国が定めた1日当たりの定額の医療費を基本として計算する包括評価方式を採用しているDPC対象病院です。
本院の医療機関別係数 1.7659（基礎係数 1.1245 + 機能評価係数Ⅰ 0.5516 + 機能評価係数Ⅱ 0.0815 + 救急補正係数 0.0083）

5. 近畿厚生局への届出事項

- 当院の近畿厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

情報通信機器を用いた診療について

- ・情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

一般名処方加算について

「一般名処方」とは「銘柄名処方」と異なり、薬の有効成分をそのまま薬品名として処方することです。流通が不安定な後発医薬品の場合でも、一般処方であれば薬局で入手可能な銘柄を調剤できるメリットがあることから、当院でも一部の医薬品において一般名処方による処方箋の交付を行っています。

難治性がん性疼痛緩和指導管理料について

がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者さんに提供できる体制を有しています。

外来腫瘍化学療法診療料について

- ・化学療法室で実施されている治療は、院内の委員会の承認を経て実施しております。当委員会には、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師、その他の職種が参加しており、年1回以上開催しております。
- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1名以上配置されています。化学療法室で治療を受けていらっしゃる患者さんからの緊急連絡先は下記へお願いいたします。
平日（午前8時30分～午後5時）：06-6879-5111（代表）、各診療科外来受付、オンコロジーセンター受付
夜間・休日：06-6879-5038（時間外受付）
- ・化学療法中の副作用等により入院が必要となる場合は、当院もしくは各診療科の関連の病院にて対応させていただきます。

コンタクトレンズ検査料について

別掲の「コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ」をご参照ください。

歯科外来診療医療安全対策加算及び歯科外来診療感染対策加算について

歯科医療に係る医療安全管理対策及び感染対策について下記のとおり取り組んでいます。

- ・医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
- ・医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従事者への研修の実施
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等の設置
設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・救急時に対応できるよう、院内高度救命救急センターと連携しています。

- 当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める「歯科外来診療医療安全対策加算1」と「歯科外来診療感染対策加算1」を算定しています。

- 当院は、入院時食事療養（I）の施設基準を届け出ており、食堂及び選択メニューにおける食事療養を行っています。
入院患者さんには、管理栄養士によって管理された食事を適時^{*}、適温で提供しています。（※夕食については午後6時を中心に午後5時30分以降）

食事療養の標準負担額	1食につき	550円	小児慢性特定疾病の場合は別途助成あり
	※指定難病、小児慢性特定疾病の医療証をお持ちの方：1食につき	330円	
	※住民税非課税の世帯に属する方：1食につき	270円	
	※上記住民税非課税の世帯に属する方のうち、所得が一定基準に満たない方など：1食につき	130円	
選択メニュー加算料	1食につき	31円	

6. 厚生労働省が定める手術の施設基準に係る実績について

別掲の「院内掲示する手術件数」をご参照ください。

7. 明細書発行体制について

- 当院は、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

8. 評価療養、患者申出療養、選定療養費および保険外負担について

- 当院では、別掲の料金表「大阪大学附属病院で徴収する診療等に関する料金」による実費をお支払いいただきます。
なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、認められておりません。
- 特別療養環境の提供について、場所・ベッド数・料金等については、別掲の「特別療養環境室（差額ベッド代）」をご参照ください。
- 長期収載品の処方等又は調剤について
銘柄名処方の場合であって、患者希望により長期収載品を処方・調剤した場合や、一般名処方の場合、（ただし、医療上の必要性があると認められる場合や、薬局に後発医薬品の在庫がない場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合を除く。）先発医薬品と後発医薬品の価格差（後発医薬品が複数存在する場合は最高価格帯との価格差）の2分の1相当の額を請求いたします。
- 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点レンズの支給に関する事項について、別掲をご参照ください。

9. 栄養サポートチーム(NST)について

- 患者さんの栄養状態によっては、栄養サポートチーム(NST)が参加することで、院内の様々な職種が連携して総合的な栄養管理を実施しています。

10. 周産期医療ネットワークについて（ハイリスク分娩管理加算およびハイリスク妊産婦共同管理料に関する事項）

- 医師15名、助産師40名が勤務しています。当院は、産婦人科診療相互援助システム(OGCS)に加盟しています。
2025年 年間分娩件数は、551件です。

11. 禁煙治療について

- 当院では禁煙治療を行っております。また、**当院の敷地内は禁煙**となっておりますのでご協力をお願いします。

大阪大学医学部附属病院